

個人市県民税均等割額の改正について

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、個人市県民税の均等割額が改正されます。

平成 26（2014）年度から令和 5（2023）年度までの 10 年間、個人市民税・県民税の均等割額がそれぞれ 500 円引き上げられます。

（単位：円）

		H30(2018) ～ R5(2023)年度	R6(2024) ～ R9(2027)年度	R10(2028)年度
均等割額(年間)		5,700	4,700	4,000
内 訳	市民税均等割額	3,500	3,000	3,000
	県民税均等割額	1,500	1,000	1,000
	とちぎの元気な 森づくり県民税	※700	※700	

※個人県民税の均等割額には、令和 9（2027）年度まで「とちぎの元気な森づくり県民税（700 円）」が加算されます。



増税分は復旧・復興のため、また皆様の安全な地域づくりを進めるための防災費用として使わせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。